

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	私立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、私立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県知事

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号カードの写し又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のシステムへの登録(入力)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報に基づく、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知(支給額の判定結果の通知には、個人番号は記載しない。)</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>
③システムの名称	就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校における高等学校等就学支援金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9第1項 別表第一 91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 ただし、同命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハに掲げる情報については、当面の間、情報照会を行わない。</p> <p>&lt;情報提供&gt; 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ ただし、当面の間、情報提供を行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県総務部総務学事課
②所属長の役職名	岡山県総務部総務学事課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県総務部総務学事課学事班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7198

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	岡山県総務部総務学事課長 吉田 光宏	岡山県総務部総務学事課長	事後	様式改正
令和1年5月9日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	IVリスク対策	(記載無し)	(記載有り)	事後	様式改正
令和2年5月8日	I 関連情報 1. ②	通知カードの写し	住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書	事前	
令和2年5月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月8日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月7日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月7日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第7号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 ただし、同命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハに掲げる情報については、当面の間、情報照会を行わない。</p> <p>&lt;情報提供&gt; 番号法第19条第7号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ ただし、当面の間、情報提供を行わない。</p>	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 ただし、同命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハに掲げる情報については、当面の間、情報照会を行わない。</p> <p>&lt;情報提供&gt; 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ ただし、当面の間、情報提供を行わない。</p>	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年4月18日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月18日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正